

※源泉徴収票、確定申告等で扶養から外れていることが確認できる方は提出不要です。

- ◆前期は4月1日現在、後期は10月1日現在の状況について証明をお願いします。
- ◆「扶養控除等（異動）申告書」の写（原本証明付）等、所得税法上扶養から外れていることが確認できる書類を提出できる場合、この用紙の提出は不要です。

扶養控除等に関する証明書

徳島大学へ授業料免除・入学料免除等に申請するため、就業者の扶養控除等について下記の事項の証明をお願いいたします。

就業（扶養）者氏名	
生年月日	年 月 日
子（学生）氏名	
生年月日	年 月 日

上記の者について、所得税法上、扶養から外れていることを証明します。

令和 年 月 日

勤務地住所

勤務先名

担当者名

社印